

株式会社徳倉 贈収賄防止ポリシー

1. 贈賄の禁止

当社のための事業または事業上の便宜の獲得または維持を目的として、他者に対し、直接的または間接的に、金銭その他一切の利益または便益（以下「金銭等」）を供与したり、約束したり、申し出たりする贈賄行為を禁止します。

2. 収賄の禁止

当社のための事業または事業上の便宜の獲得または維持を目的として、他者に対し、直接的または間接的に、金銭等の受領や要求といった収賄行為を禁止します。

3. 公務員等への対応

公務員および公務員に準ずる者（政府、地方公共団体、政府系企業、政党、国際機関の役職員等（以下「公務員等」））に対し、贈賄行為を行わないよう、贈収賄関連法を遵守した事業活動を行います。

4. 第三者への対応

エージェントやコンサルタント等の第三者を通じて行った公務員等への贈賄行為を禁止します。

5. 記録管理の徹底

本ポリシーおよび贈収賄関連法を遵守し、適正な内部統制システムのもと、事実に基づき会計帳簿等を正確に記録し、関連帳票を適正に保管します。

6. 違反等の処置

本ポリシーまたは贈収賄関連法に違反した場合は、社内での処分や関係当局等による調査に全面的に協力し、厳格に対応します。

7. 改定

贈収賄関連法を遵守するため、必要が生じた場合には、速やかに本ポリシーを改定します。

制定：2024年2月